

南極国際動向研究会 報告

**南極における非政府活動に対する
管轄権の問題について**

2020.10.16

筑波大学大学院 ビジネス科学研究群 法学学位プログラム 博士後期課程1年

鹿兒島 祐介

アジェンダ

1. はじめに
2. 問題の背景
3. 管轄権をめぐる議論の経緯
4. 今後の議論の方向性

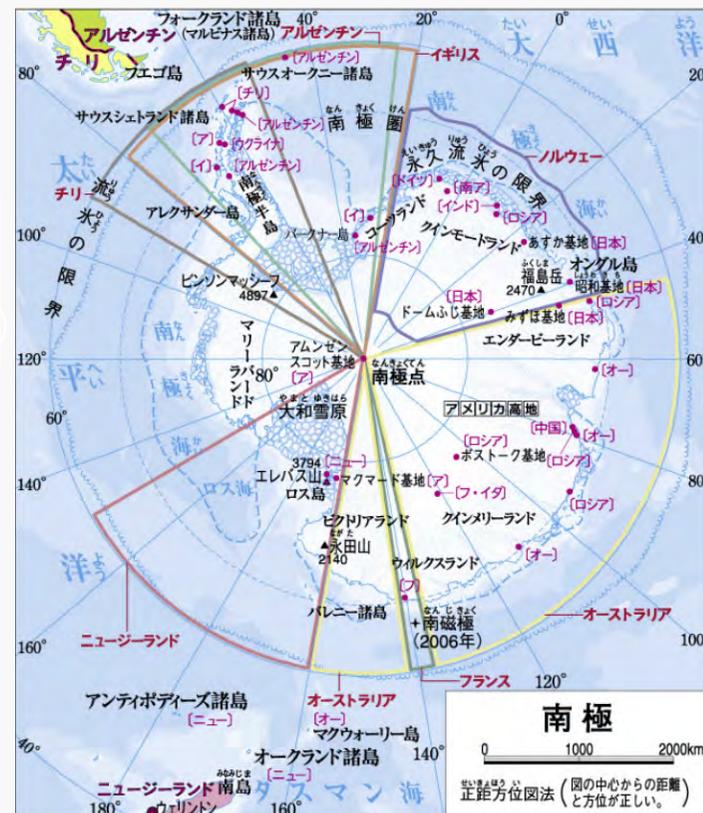
1. はじめに

管轄権とは

- ✓ 国が、人、財産、行為に関し、法律を制定し適用し、執行する権限
- ✓ 管轄権の行使 → 属地主義（領域）、属人主義（国籍）などの国際法的根拠が必要

国際法上の南極の位置づけ

- ✓ いずれの国家にも属さない
- ✓ セクター主義：南極点を頂点とする2つの子午線に挟まれた扇形地域を7か国が領有主張(左図)



出典：柴田明穂「北極と南極をめぐる領有権問題」p 31

- ✓ 南極条約第4条により領土権の凍結 → 承認も否認もせず棚上げ

南極条約により一般的な管轄権の配分原理は未確定

1. はじめに

南極における管轄権

- ✓ 南極条約により一般的な管轄権の配分原理は未確定



国籍主義に基づいたアドホックな対応

具体的な対応

- ✓ 原則 → 属人主義（監視員等：南極条約第8条1）
- ✓ 例外：
 - ・基地にいる者（監視員等以外） → 旗国主義（基地の旗国）
 - ・南極地域内の船舶・航空機 → 旗国主義（船舶・航空機の国籍）
 - ・上記以外（観光客等） → 観光客の属する国または観光を組織した者の属する国

上記方法も絶対的ではなく協議等の方法が残されている（南極条約第9条1）



出典：国立極地研究所ホームページ

2. 問題の背景

■ ロシアによる問題提起（ATCM42,2019）：

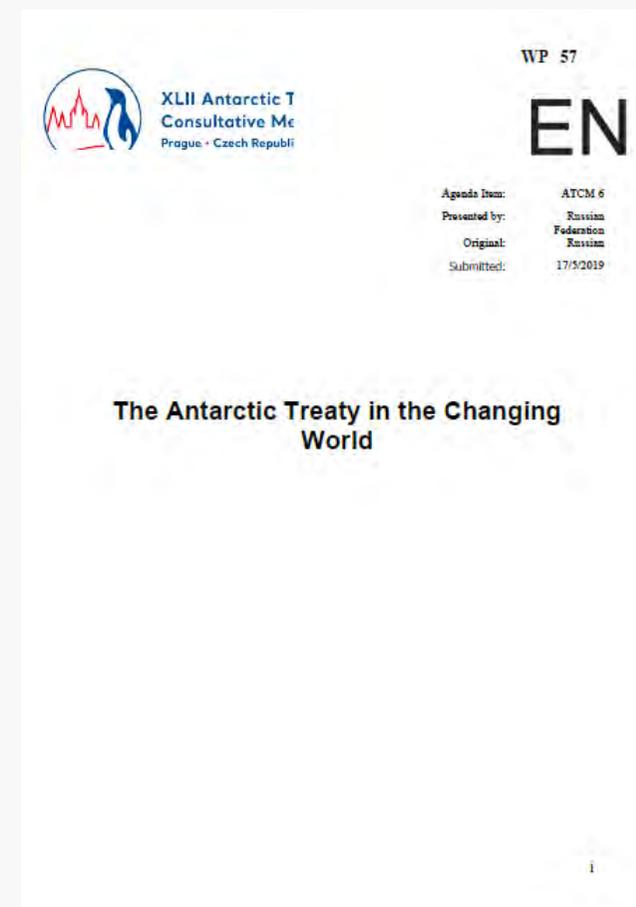
- ✓ 非政府活動や観光活動への問題提起

① 旗国主義の取り扱いの問題

- 南極条約体制に参加していない国の企業と便宜置籍船で運航する観光客船の問題が無視されている

② 寄港国管轄権の取り扱いの問題

- 南極地域での活動の規制に関する国内法がない南極ゲートウェイ国の使用も含まれている



2. 問題の背景

① 旗国主義の取り扱いの問題

原則的な考え方

- ✓ 船舶は旗国の排他的管轄権に属し、旗国は、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について国内法による規制を行う。（国連海洋法条約第92条,94条）
→公海である南極海での活動は旗国主義が適用される。
- ✓ 締約国間の対応 → 事前の通告等の方法で、南極地域内の私人をコントロール（南極条約第7条5）

問題点

- 条約非締約国には、条約体制の規制が当然及ばない
- 便宜置籍船には、実質的な船主の国の法規制が及ばない
→南極観光船を便宜置籍船で運航すると、条約締約国であっても規制が及ばない可能性

南極条約体制に参加していない旗国と規制を行わない旗国がある場合どうするかが問題

2. 問題の背景

②寄港国管轄権の問題

原則的な考え方

- ✓海洋汚染や海上保全の観点で入港中の外国船舶は、寄港国の監督措置に服する旨の規定（国連海洋法条約,SOLAS,MARPOL等）
- ✓寄港国は、特別な条約上の義務がない限り、入港する外国船舶に対して入港条件の設定や、入港拒否も可能（Churchill & Lowe” The Law of the Sea” Manchester University Press, 1999, p62）

問題点

- 寄港国管轄権の行使は、全て寄港国の**権利**として規定されている。（国連海洋法条約等）
→監督措置を講じるか否かは基本的に寄港国に委ねられているにとどまる。

寄港国管轄権の規制力の弱さが問題

3. 管轄権をめぐる議論の経緯

33 ATCM (2010), WP25

- ✓ フランス人がイギリスの旧基地Wordie Houseを損傷させた事件が発生。
- ✓ これを受け、イギリス、フランス、ウクライナは、CEP/ATCMに対し、南極条約及び環境保護議定書の要件について認識を高める方法の検討を行うよう問題提起

34 ATCM (2011), WP11

- ✓ フランスがWordie House事件のフォローアップ報告を行い、以下の問題提起を行った
 - 事前通告のための電子情報交換システム（EIES）の改善提案。
 - 南極における管轄権の行使、法的拘束力のある証言・証拠の収集方法に関する問題提起

35 ATCM (2012), Resolution 2

- ✓ 南極における管轄権の行使に関する必要性を認識し、協議を行うことを**決議**した

3. 管轄権をめぐる議論の経緯

37 ATCM (2014), IP16

- ✓ Wordie House事件に関し、ヨットの船長はフランス環境法に基づき罰金刑が処されたことを報告
- ✓ ヨットの船長の南極への運航は無許可 → 環境影響評価の手続が必要であった
→環境保護に関する南極条約議定書第8条、附属書 I の違反



37 ATCM (2014), IP80

- ✓ ベルギーが南極における資産（基地・機器）の観点での管轄権の行使に関する問題提起
- ✓ 一案としてインターネットを活用した資産の台帳登録を紹介



37 ATCM (2014), WP37

- ✓ 南極地域における管轄権の行使に関するコンタクトグループの検討を以下の通り報告。
→締約国はケースバイケースのアプローチの継続で合意
→管轄権行使に関する各国のコンタクトポイントリストの公開・更新の継続を要請。
→南極における管轄権の行使の動向は、継続的に非公式会合での議題とする。

3. 管轄権をめぐる議論の経緯

Final Report of 37 ATCM (2014), para.40

- ✓ 2014年の議論を踏まえ、管轄権については、以下について最終報告書に記載された
 - 南極条約地域における管轄権の行使に関する事項について、ケースバイケースのアプローチを継続することに合意。
 - 轄権の問題に関して締約国と連絡を取る必要が生じた場合には、各協議国の代表者が連絡先として利用することに合意。



2014年以降、管轄権については主だった動きがなかった

4. 今後の議論の方向性

■ ロシアの問題提起を受け、ATCMで継続検討

The Antarctic Treaty in the Changing World
42 ATCM (2019), WP57

- ✓ 非政府活動や観光活動への問題提起
- ✓ 合意に基づいてATCM複数年作業計画に対応する記載を含めることを提案



ATCM Multi-year Strategic Work Plan
Final Report of ATCM (2019)

- ✓ ロシアからの提案に基づき、ATCMの複数年戦略作業計画に以下の事項が盛り込まれた。
 - 南極条約締約国の管轄下でない者による南極関連活動の検討
 - 自国の管轄下にある観光船にオブザーバーを派遣する意思のある締約国に対し、国レベルで自主的に実施できる運用枠組み案を提案するための会期間コンタクトグループ（ICG）を設置。

4. 今後の議論の方向性

利害関係が複雑であり一般的な管轄権の配分は困難

- ✓ 属地主義・属人主義のどちらもクレイマント・ノンクレイマントの主張に相容れない
- ✓ →締約国はケースバイケースのアプローチの継続で合意している



管轄権の明確な配分ではなくケースバイケースによる法の運用が現実的

上記を踏まえ

今後の方向性の案

- 全体的な方針：
 - 他の国際法制度との関係 『相互不干渉』 → 『積極的な協力』
- 南極地域内の査察の積極的活用（南極条約第7条）
 - 対締約国：事前通告等の手続き遵守状況のチェックにより牽制
 - 対非締約国：現地査察 → 監視の目があるとの認識をもたせ牽制

APPENDIX

APPENDIX①：便宜置籍船

便宜置籍船

- ✓ 外国の個人又は法人の所有する船舶の船籍登録を認める便宜置籍国（パナマ、リベリア等）に登録された船舶のこと

メリット

- ✓ コストが抑えられる（船員の人件費、税金等）

デメリット

- ✓ 船の責任の所在が分かりにくい
→ 旗国主義が原則だが、通常の状態と国民ほど強い結びつきは無いのが現状
- ✓ 国によって基準が異なる（安全基準等）



便宜置籍船の例：自動車運搬船「アリエス・リーダー」
・船主：日本郵船（日本）
・船籍：パナマ

APPENDIX② : Wordie House事件

事案の概要

- ✓ 2010年にヨットEsprit d'Equipeのフランス人乗組員らによってWordie Houseとして知られている小屋（英国南極遺産）に損害が発生したため、フランス当局による行政手続きおよび法的手続きが行われた事案。
- ✓ Esprit d'Equipe号の船長は、管轄のフランス当局または他の国の当局のいずれにも、事前に環境影響評価の手続きを行っていなかった。 → フランス当局から船長に対し5年間の南極への渡航禁止
- ✓ Esprit d'Equipe号の船長は渡航禁止を無視して、2011年再度南極で目撃された。

争点

- ✓ 船長のWordie Houseへの故意の損害
- ✓ 南極での繰り返し行われた船長の無許可活動



出典 : [https://en.wikipedia.org/wiki/Winter_Island_\(Antarctica\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Winter_Island_(Antarctica))

APPENDIX② : Wordie House事件

判決 (2014.02.06 パリ地方裁判所)

- ✓ 船長は国から事前の許可を得ることなく南極での活動を行ったことで有罪。
→フランス環境法第L.713-5条に基づき、罰金10,000ユーロの制裁。
- ✓ 再犯の問題については判断を保留。
→明確な証拠が不十分のため



出典 : [https://en.wikipedia.org/wiki/Winter_Island_\(Antarctica\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Winter_Island_(Antarctica))

その他

- ✓ Wordie Houseに損害を与えた他の乗組員についても別途法的手続き
- ✓ このような判決は、南極条約の各締約国にとっても前例がない

—END—